

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

標記の件につきまして、5月25日付け教体第1195号等においてお知らせしているところですが、最近、感染者数が増加傾向にあります。

つきましては、新型コロナウイルス感染者や検査受検者が発生した場合には、下記を基本に、教育委員会事務局と連携して、保健所や学校医の助言を受けながら、対応するよう改めて徹底願います。

記

1 児童生徒等学校関係者が検査対象となった場合

(1) 情報の迅速な入手

教職員はもとより、保護者等にも、感染の疑いの情報等をすみやかに校長に知らせることを改めて依頼し、徹底しておくこと。

(2) 当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とすること

(3) 保護者あての連絡文書を準備（別添文案を参考に作成）すること

(4) 校内の消毒を行うこと

2 児童生徒等学校関係者の感染が確認された場合

(1) 臨時休業の必要がないとされた場合（保健所から校内の濃厚接触者の指定がない場合）

- ① 当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とすること。
- ② 校内における濃厚接触者0名でも、消毒を行うこと。
- ③ 個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しないこと。
- ④ 保護者に文書（出席停止 Ver. ）にて連絡すること。

(2) 臨時休業を行う必要があるとされた場合

校内における濃厚接触者があり、保健所から臨時休業（学級、学年、学校全体）することを助言された場合は、校内の消毒を行うとともに、濃厚接触者の陰性が確認されるまでの期間（2～3日間）臨時休業を行うこととなるので、保護者に文書（臨時休業 Ver. 1）にて連絡すること

また、濃厚接触者の中から陽性者が出た場合は、保健所の助言に基づき、臨時休業の延長を行うこととなるので、改めて保護者に文書（臨時休業 Ver. 2）にて連絡すること

なお、臨時休業する学校名及び対象学年・クラス・人数の公表は、教育委員会事務局で行う

【留意点】

- ① 児童生徒等学校関係者が検査対象となったことを事前に把握できずに感染が確認された場合の対応は、学校関係者の濃厚接触者等が特定できないため、2(2)と同様の対応とする。
- ② 感染の確認が17時以降になる等の理由で、事前に臨時休業の連絡が児童生徒にできない場合は、緊急連絡網等で連絡を徹底する。その上でなお、翌日に登校してきた児童生徒には保護者あて文書（臨時休業 Ver. 1）を渡し、自宅待機させる。
- ③ 交通機関等の事情で、ただちに下校できない場合は、一定時間校内で待機させる。

3 感染した児童生徒等（学校関係者）に対する配慮

感染した児童生徒等（学校関係者）に対する差別や偏見が生じないように、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うなど、十分配慮すること